DAPCON Newsletter

デジタルアーカイブ推進コンソーシアム Newsletter

No. 15

CONTENTS

肖像権との付き合い方
数藤 雅彦　弁護士

DAPCONシンポジウム
「Out-of-commerceコンテンツのビジネス化を考える」
についてのレポート

飛騨高山デジタルアーカイブ事業
高山市企画部ブランド戦略課

デジタル庁設置に向け、
文部科学省デジタル化推進本部へ緊急提言
井上 透　岐阜女子大学 文化創造学部 文化創造学科 教授
日本デジタル・アーキビスト資格認定機構常務理事

デジタル庁設置に向け、DAPCONも緊急提言!!

トピックス

デジタルアーカイブ推進コンソーシアム
DAPCON

NEWS

肖像権との付き合い方

数藤 雅彦　弁護士

先日、テレビのニュース番組を見ていると、奇妙な映像が目にとまった。映っていたのは街頭インタビューの様子だが、背後を歩いている通行人の顔がすべてモザイク処理されていたのだ。

顔を隠された人たちが後ろを横切る姿は異様である。海外の知人にこの映像を見せると、皆「どうして人々の顔を隠す必要があるのか？」と首をかしげる。

その答えは想像がつく。おそらく、テレビ局が肖像権に「配慮」しているのが理由だろう。背景には、クレームをおそれる現場の判断があるのかもしれない。

これは、デジタルアーカイブでも避けて通れない問題だ。人物を含む写真や映像をデジタルアーカイブで公開する際には、肖像権の処理が問題になる。たとえば震災のアーカイブには、被害にあった人や、落胆した人、憔悴した人が写っていることも多い。彼らの表情も記録の一部分だが、モザイクにせざるを得ないのだろうか。

実は、肖像権侵害の基準を考えるとき、どこまでがセーフ（適法）で、どこからがアウト（違法）なのか、線引きは必ずしも明確ではない。そのため、現場では難しい判断を迫られることも多く、「全部モザイク」という楽な道に流れるおそれもある。

しかし、それでよいのだろうか。

本稿では、デジタルアーカイブを公開する企業の担当者に向けて、肖像権のポイントを解説し、肖像権とどのように付き合うべきかを考えてみたい。

そもそも肖像権とは何か。裁判所の考え方をふまえると、肖像権は、「肖像（つまり人の容ぼうや姿態）をみだりに撮影されない権利」、「撮影された肖像をみだりに公開されない権利」だと言える。他人の写真をみだりに撮影したり、みだりに公開すれば、損害賠償や差止めの請求を受ける可能性もある。

この「みだりに」の４文字が曲者だ。人の顔を撮影したり、公開したら直ちにアウトというわけではない。裁判所は、撮られた人の「人格的利益の侵害」が「社会生活上受忍の限度を超える場合」に肖像権が侵害されると言う。平たく言えば、人が社会生活を送るうえで我慢できる限度を超えるくらいに、その人の人格が傷つくような撮影・公開をするとアウトになる。

そして、人格が傷つく度合いを考えるのも単純ではない。一般人が特に理由もなく大写しにされて、無断でインターネットにアップされると、負担に感じる場合も多いだろう。その一方で、政治家が公益に関する活動をしているところを撮って報道した場合には、その政治家が個人的に嫌がったとしても、直ちに撮影や公開ができなくなるわけではない。ここでは、政治家の利益と、報道の自由など他の利益との、妥当なバランスを探っていくことになる。

最高裁は、このバランスの探り方として、「総合考慮」の手法をとった。すなわち、写真に関する様々な要素を「総合」的に「考慮」する方法だ。具体的には、①撮られた人の社会的地位、②活動内容、③撮影の場所、④撮影の目的、⑤撮影の態様、⑥撮影の必要性などの考慮要素が挙がっている（最高裁判所平成17年11月10日判決）。

先ほどの政治家の例で言うと、路上で選挙演説をしていたところを、報道目的で平穏に撮った場合は適法に傾きやすいだろう。他方で、同じ政治家が自宅で家族と食事しているところを、理由もなく外から隠し撮りした場合は違法に傾きやすい。すなわち、政治家だからとか、私生活だからという単一の基準だけではなく、その写真や動画から読み取れる様々な情報を「総合」的に「考慮」しなければならない。

この「総合考慮」は、判例に通じた法律家なら可能だろう。しかし、法律に詳しくない現場の担当者には難しい場合もある。そこで、筆者も関わるデジタルアーカイブ学会の法制度部会では、博物館や美術館、図書館などの現場の方の参考になるよう、「肖像権ガイドライン案」を策定・公表している（本稿執筆時の2020年11月時点でバージョン3まで公表）。

このガイドラインでは、法律に詳しくない方でも判断できるように、ポイント計算の仕組みを取り入れた。たとえば政治家などの公人が写っていればプラス何点、私生活の様子であればマイナス何点といったように、写っている要素ごとに点数をつける。そして、合計点が何点以上であれば公開可能とする。このように、計算すれば公開の可否をひとまず判断できる仕組みになっている。

実際に、企業がこのガイドラインを参考にした例もある。関西の朝日放送は、2020年1月に阪神淡路大震災の取材映像アーカイブを公表した際、このガイドラインを参照した。まずはガイドラインを使ってポイントの試算を行い、多くの映像をモザイクなしで公開可能と判断した。他方で、避難所にいる人のアップなど、一部の映像は公開範囲を限定すべきとの結果が出た。そこで担当者は、被写体をできる限り探してその意向を確認したり、配慮が必要な映像にはモザイクを施すなどの対応を行ったという。例えば、災害対応に激高した人や、悲しみで取り乱した人にはモザイクを入れたそうだ。たしかに、過去の裁判例をみても、不名誉な姿が写ったものは違法に傾きやすい傾向があるので、このような対応は法的にも適切と言える。

この朝日放送のアーカイブには、公開から1カ月経ってもクレームは来なかったという。肖像権に配慮しつつ、質量ともに充実したデジタルアーカイブを公開した貴重な例と言えるだろう。上記の肖像権ガイドラインは、現状では非営利目的のデジタルアーカイブを想定したものではあるが、やり方次第では営利企業にも応用可能である。いまだ改訂作業中ではあるが、ひとつの参考にしていただければ幸いである。

人の肖像は、いきいきとした顔も、暗い顔も、笑顔も、泣き顔も、ひとしく貴重な記録である。しかし、公開方法によっては、ときに人を傷つける刃にもなりうる。肖像を取り扱うときは、本稿で述べたポイントに注意してほしい。そして何より、扱っている対象がただの無機質なデータではなく、「人間」だということもお忘れなく。

NEWS

DAPCONシンポジウム

「Out-of-commerceコンテンツのビジネス化を考える」についてのレポート

9月25日にオンライン開催された本シンポジウムでは、アウトオブコマース著作物をどのように公共利用しビジネス化していくのか、ヨーロッパの状況やマンガ図書館Zの実例をもとに今後の課題や展望について議論した。

冒頭では、専修大学教授 植村八潮氏よりテキストデータ再活用推進検討会の報告として、テキストデータを再活用するにあたってのモデル案が紹介された。

弁護士 福井健策氏からは、絶版等資料の再活用に関わる法的整備の状況として、図書館等での複写サービスやアーカイブについての見直し、所在検索サービス規定が制定されたことなどの新情報が発表された。そしてパネルディスカッションでは、植村氏を司会に、福井氏、漫画家 赤松健氏、東洋大学准教授 生貝直人氏、武蔵大学教授 庄司昌彦氏の5名により、「公共利用の拡大とビジネス機会の創出」をテーマに議論が行われた。

書籍テキストデータ再活用モデル（市場で入手不能な本）

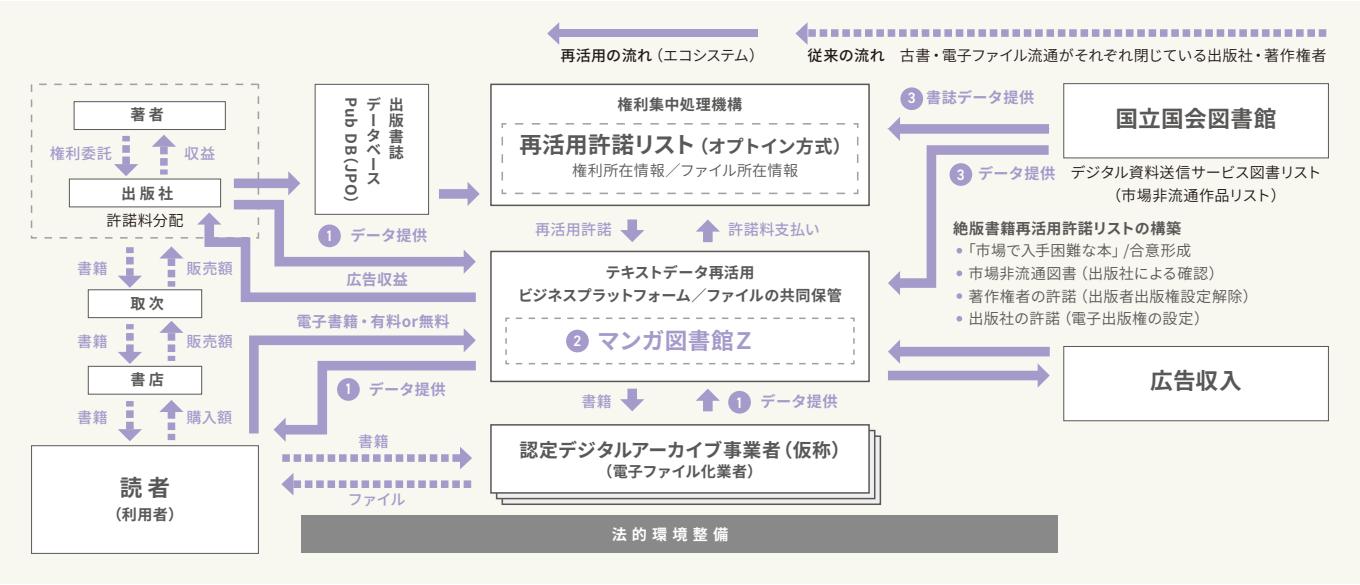

■ 流通外作品のマネタイズ実験で収益化に成功

赤松氏：マンガ図書館Zは全巻無料で漫画が読めるサービスで、広告収益が作者に入る仕組みを使って2つ実験を行った。1つ目の実験は、原案者と連絡が取れない作品を電子化してマンガ図書館Zに掲載したところ、1年間で152冊の購入があった。収益は決して大きくはないが、掲載しなかったらゼロであったと考えれば、作品が日の目を見て収益も得られたことは大きい。2つ目の実験は、出版社に協力を得て漫画本の電子化希望リストを作成しネット上に公開した。読者の手元に本がある場合はアップロードしてもらい、作者の許可が出れば無料で公開するというものだ。発生した広告収益は作者、出版社、アップロード者で分配するシステムである。

電子書籍ストア＋拡大集中処理＋著作権管理＝新組織

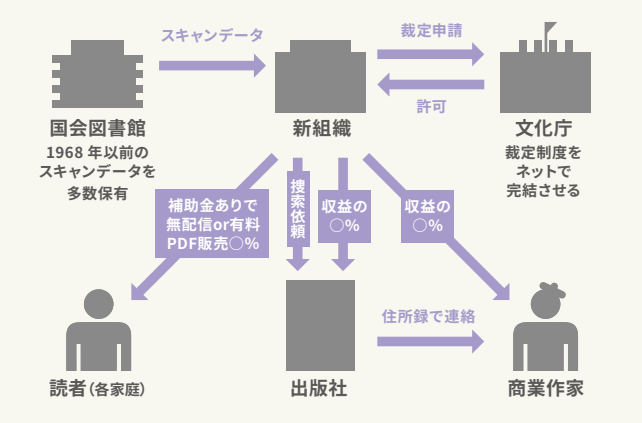

国立国会図書館には1968年以前のスキャンデータが豊富に保管されている。それらを活用して、マンガ図書館Zのようなプロセスで公開できないだろうか。広告のシステムでなくても、補償金ありで無料配信や有料PDF販売という形も可能では。また、国立国会図書館は文字列検索やビッグデータ蓄積の分野にも踏み込むべき。アウトオブコマース著作物を多くの人が読むことで収益化し、研究にも役立つのではないか。

■ オープンデータの活用が進んでいる

庄司氏：政府や自治体が持つ文書をオープンライセンスにすることができれば、機械学習用データなどの素材として需要がある。さらに類似文書検索や所在検索サービスなどでも活用が期待できるし、自動的に関連記事や文章がレコメンドされるような仕組みができれば、新しい知識が生まれるのでは。近年、官民データ活用推進基本法により政府が保有するデータの棚卸しやオープン化が促進されている。近くデジタル庁が創設されることもあり、文書のデジタル化はますます進む。これからは、公文書は管理するだけではなく、保護や公開の方法、社会へどう役立てるかを考える方向に変わってきている。市場を作るときは、そのような大きな流れを取り込みながら議論すべき。

植村氏：オープン化された資料をビジネス活用しようという動きはあるのか。

庄司氏：政府としては、どんどんやってくれという方針。たとえば浮世絵のような著作権が切れた画像は使われだしている。

■ 補償金の取り決めや分配には課題が多い

福井氏：赤松氏の取り組みからも見て取れるように、著作物に関して補償金の問題は避けては通れない話題。最近、アウトオブコマース著作物を家庭配信できるようにしようとする動きがある。しかし、補償金を設定するなら、集めて分配する組織が必要で、権利者や出版社が本気で議論しなければならない。多くの権利者は補償金の有無よりも、悪用乱用の防止の方に強い関心を抱いているようだ。このままいくと保証金なしで導入される気がする。

植村氏：「大きな金額にはならないだろう」という気持ちなのでしょうか。

福井氏：過去の補償金を見ても、期待できる金額ではない。補償金を設けるなら、ある程度の金額でなければならない。また、分配するための手数料の課題もある。ポイントで渡すという方法もあるでしょうね。

■ 市場と国会に求められる協力体制

生貝氏：ヨーロッパでは2003年ごろからデジタルアーカイブスが重視されるようになり、特に2012年孤児著作物指令の提案で、アウトオブコマース著作物もデジタル化へ動き出している。2016年にはデジタル単一市場DSM著作権指令が出され、ヨーロッパで共通のアウトオブコマース定義ができた。アウトオブコマースの定義は「通常の商業流通経路を通じて入手できない作品」。つまり、「商業流通外」という言葉がふさわしいように私は思う。諸外国には、デジタルアーカイブ著作物を公開する際に、拡大集中許諾制度（ECL）によって図書館側が手数料を払っている例がある。公開するためのコストなどの基盤を公機関で作ることができれば、マンガ図書館Zのような市場的アプローチを育てられるのではないか。ホワイトリスト（絶版リスト）を作ったりライセンス料などの設定をしたりすることを権利団体で行うと成り立たない。

植村氏：著作権が切れたものや権利者が使ってよいと宣言したものを集約するデータベース（許諾リスト）のようなものは必要でしょう。市場と国家（行政）が協力し合う新モデルをどう描くかが今後の課題といえる。

本パネルディスカッションでは、アウトオブコマース著作物をビジネス活用するために国家と市場がどう協力すればよいかについて有意義な意見が得られた。デジタル庁の創設が控えていることもあり、今後の展開に期待したい。

NEWS

飛騨高山デジタルアーカイブ事業

高山市企画部ブランド戦略課

今号より自治体からご寄稿いただき、デジタルアーカイブの取組みをご紹介します。まずは岐阜県高山市からスタートします。

■ 1.はじめに

「10年、20年先まで大切にしていきたい風景／季節ごとに我が家に伝わるごっつお※のレシピ／ここで生きてきたあの人の言葉／『記憶』の中に残されていく事柄をデジタルで『記録』していく
～デジタルアーカイブ事業～これは、ふるさとへの想いを残す事業です」
※「ごっつお」：飛騨地方の方言で「ご馳走」の意味

当市では令和2年度よりデジタルアーカイブ事業に取り組み始めました。地域の誇りやアイデンティティーを「写真」、「映像」、「音声（聞き書き）」の3つのデジタル素材で記録し、5年間を1サイクルとして捉え、今後も継続していく事業として考えております。前述に記載したコピー文は、残していきたい景観を「写真」で記録するための定点観測地点を市民から募集するチラシに記載したものです。

■ 2.背景

岐阜県高山市は東京都に匹敵する広大な市域を持ち、国際観光都市「飛騨高山」として毎年多くの国内外の観光客に訪れていただいています。

しかしながら、人口減少や高齢化により、飛騨高山の大切な地域資源である先人から受け継いできた歴史的景観や自然景観等が徐々に損なわれてきているほか、地域の祭礼行事や文化の担い手の減少、他の都市と同じような店舗、商品が見受けられるなど、本来の飛騨高山の魅力が薄らぎつつある状況です。そこで今一度原点に立ち帰り、飛騨高山の魅力についてしっかりと見つめ直し、共通認識を持って、ブランド化に取り組んでいくことが必要と考え、平成28年に飛騨高山ブランド戦略を策定しました。戦略では飛騨高山ブランドの魅力や価値及び課題を共有し、本市への誇りと愛着を持って飛騨高山の魅力と価値を高める活動や課題を解消していく取り組みを「インナーブランディング」としています。また、飛騨高山ブランドの魅力を発信することを「アウターブランディング」とし、双方の取り組みを推進することで、定住人口、交流人口、関係人口の増加、地場産品等の流通拡大などによる地域の活性化を図り、持続可能なまちづくりに繋げていくことを目的としています。

飛騨高山ブランド戦略（概要版）平成28年度～令和6年度

■ 3.飛騨高山デジタルアーカイブ事業

インナーブランディングの更なる推進のために、令和2年度より飛騨高山デジタルアーカイブ事業に取り組み始めました。

この事業は、市内に現存する有形無形の貴重な資源を記録・保存し、後世に伝えるとともに、本事業を市民や地域団体とともに推進することで、市民が飛騨高山の魅力・価値を再認識し、地域への愛着形成と持続可能な地域づくり、国内外への新たな魅力発信を図ることを目的に実施しています。記録する対象は、高山祭、地域の祭り、めでた、飛騨弁、飛騨の匠、郷土料理などの市民が誇りと愛着を持っている「守るべき風景」と、旧暦の節句行事、農山村風景、四季の変化、協働のまちづくりなどの時代の移ろいとともに変化していく「変わりゆく風景」と区分して考えています。

記録には対象の性質により、三つの手法を用いることとしました。記録対象のほとんどは「守るべき風景」に該当しますが、「変わりゆく風景」のうち自然景観、市街地景観、農山村景観など、定期的に定点観測することで変化（不変）を把握すべきものは「写真（定点観測）」で記録します。

裏面につづく→

→中面のつづき

デジタルアーカイブ事業

市内に現存する有形無形の貴重な資源を記録・保存し、後世に伝えたい。この事業を市民や地域団体の皆さんとともに考え、進めることで、飛騨高山の魅力・価値を 再認識する機会となり、地域への愛着を深め、持続可能な地域づくりに繋げることを目的に 実施します。

◆記録の対象とするのは、「守るべき風景」と「変わりゆく風景」

①守るべき風景
市民が誇りと愛着を持っているもの
例:高山祭、地域の祭り、めでた、飛騨 弁、飛騨の匠、郷土料理など

②変わりゆく風景
時代の移ろいとともに変化していくもの
例:旧暦の節句行事、農山村風景、四季 の変化、協働のまちづくりなど

◆記録する対象の特徴に合わせ、写真・映像・聞き書きのいずれかで記録します

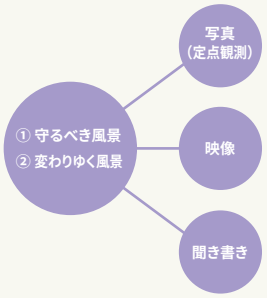

- 自然景観、市街地景観、農山村景観などを定期的に定点観測し、変化(不変)を記録します
- 5年間を1クールとして実施します
- 年間200カ所(計1,000カ所)を目途に実施します
- 飛騨高山独自の伝統やものづくりに対する心と技など、飛騨人としての誇りをもつ魅力群を記録します
- 毎年4本程度記録します
- 飛騨の地に生まれ育ち地域の想いとともに生きてきた飛騨人の心根を聞き取り、記録します(生業や地域活動の話から、誇り、大切なものを掘り起こす)
- 年間2地域(2つの個人・団体等)を選定し、5年間で10地域を 目途に実施します

◆デジタルアーカイブの例

写真は二十四日市を記録 したものです。
定点観測では、5年間を1 クールとして、いつまでも 残していきたい風景や慣習を記録していきます。

昭和初期撮影(上二之町)

令和2年撮影(本町)

二つ目の手法としては「映像」です。雅と奥ゆかしさが混在する「飛騨高山独自の伝統」や連綿と受け継がれる飛騨の匠のDNAである「ものづくりに対する心と技」など、市民が飛騨人としての誇りをもつ魅力群を素の状態で撮影し、記録していきます。

三つ目の手法は「聞き書き(音声)」です。飛騨の地に生まれ育ち実直に生きてきた飛騨人の心根を生業や地域活動の話から、その人の言葉で拾い出し、その地で生きてゆくことの誇り、大切なものを掘り起こして記録します。

記録対象は地域住民からのアンケートなどで抽出し、写真撮影は地域の方々の協力により実施していきます。

年間200カ所を目途に定点観測地点を撮影し、映像や聞き書きとあわせ、基本5年間を1サイクルとして記録保存していきます。

■ 4.将来的な活用

記録された写真や映像、聞き書きは貴重なライブラリーとしてHPにおける公開のほか、地域や学校等が実施する郷土教育の素材として活用します。

■ 5.まとめ

当市におけるデジタルアーカイブ事業を進める上で、特に大切に考えていることは、残していきたいものは何か、変わってほしいことは何かを地域の方々に考えていただくことです。また、撮影を進めながら、地域より対象物のリクエストが次々と出てくることが、この事業の意義ではないかと思っています。地域の想いを吸い上げ記録していく過程で育まれる郷土愛と、10年、20年先にデジタルで記録された写真等を次世代の若者が見て感じる思いを共有することで、将来的にも持続可能なまちづくりにつながる事業をめざしています。

デジタル庁設置に向け、文部科学省デジタル化推進本部へ緊急提言

井上 透　岐阜女子大学 文化創造学部 文化創造学科 教授／日本デジタル・アーキビスト資格認定機構常務理事

デジタルアーカイブ開発・運営・活用を担う人材育成を行っている日本デジタル・アーキビスト資格認定機構会長(佐々木正峰)は、文部科学省デジタル化推進本部へ「学校におけるオンライン教育の充実に関する提言」を10月7日に提出した。

菅内閣の発足とともに、デジタル庁の設置に関する検討が進展している。新型コロナウィルス蔓延下の学校のオンライン授業を支えるデジタル教材の蓄積と流通など教職員の技能向上が求められており、これら社会の要請に応えるべく、9月25日に設置された文部科学省の窓口であるデジタル化推進本部事務局の大臣官房政策課へ下記「学校におけるオンライン教育の充実に関する提言」を提出した。

学校におけるオンライン教育の充実に関する提言

コロナ禍への対応において認識されたように、小学校から大学まで、我が国の学校教育におけるオンライン教育への取り組みの現状は、他のOECD諸国に比べて、かなり後れを取っていると言わざるを得ません。

今般、GIGAスクール構想の推進により、小・中学校におけるICT環境の整備が急速に進展していることは、未来への希望となっております。今後、高等学校、高等教育機関を含めて、教育全体のICT環境がさらに発展することが強く望まれます。

その一方、学校教育におけるICT活用の中核を担う人材の育成、授業に活用しうるデジタルアーカイブの構築の推進に関しては、いまだ強力な施策が打ち出されているとは言えません。このままでは、学校のインフラは整っても、現場の指導力の水準は上がらず、学習効果を上げるコンテンツの充実も取り残されたままとなり、我が国のオンライン教育のパワーアップは望めません。

このたび、菅内閣の発足とともに、デジタル庁の設置に関する検討が進展していることは、こうした課題を解決する好機と捉えることができます。当機構においては、社会の要請に応えるべく、オンラインによる資格講座の実施を含め、デジタル・アーキビスト(上級・正・準・クリエータ)資格者10万人を早期に実現するための取り組みを着実に進めております。

以上を踏まえ、次の点を緊急に提言申し上げます。これらの施策の実現に向けて、ご尽力いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

1.全国の教育委員会に対して、学校教員のうち、現場のICT活用の中核を担う人材に対して、当機構が認定するデジタル・アーキビスト(正・準)の資格を取得させることを、教員研修計画の中に適切に位置づけるよう働きかけるとともに、財政面を含めて実施を支援すること。

2.生涯学習を含む教育機関、地方自治体、大学、民間団体等において、学校教育の中で活用可能な優れたデジタルアーカイブの構築を推進する拠点を整備するため、財政面を含む種々の振興方策を講じること。

https://jdaa.jp/archives/1310

デジタル庁の基本的ミッション

提言の前提となったデジタル庁の基本的なミッションは、下記、「デジタル化の現状・課題」として9月23日のデジタル改革関係閣僚会議に提出された資料から確認することが出来る。

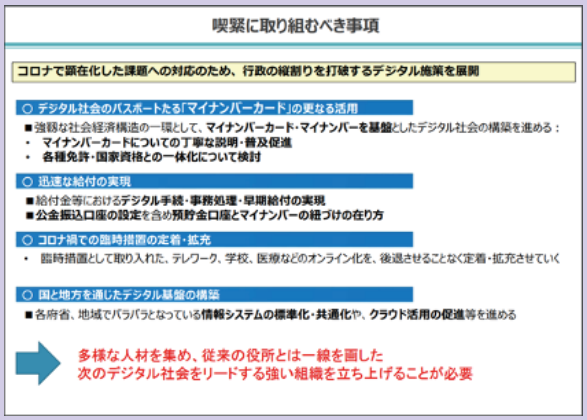

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digital_kaikaku/dai1/siryou.pdf

これに連動して、文部科学省は萩生田文部科学大臣を本部長とする下記「デジタル化推進本部」を令和2年9月25日に設置した。

文部科学省デジタル化推進本部の設置について

1.目的

「政府一体でデジタル化を強力に推進する」との総理指示や、今般の新型コロナウイルス対策によって明らかになった文部科学行政における課題等を踏まえ、教育・科学技術・スポーツ・文化の各分野におけるデジタル化を迅速かつ強力に推進するため、文部科学省デジタル化推進本部を設置する。

2.推進事項

(1) 教育におけるデジタル化・リモート化の推進
(2) デジタル社会を駆動する先端科学技術の推進とその実装による新産業創造・社会変革の推進
(3) その他文部科学行政におけるデジタル化の推進のために必要な事項

以下略

「文部科学省デジタル化推進本部の設置について」
（令和2年9月25日文部科学大臣決定）

https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20200925-mxt_kanseisk01-000010108_2.pdf

10月7日の提出の際、官房政策課と打ち合わせを行い、教員研修を担当している総合教育政策局教育人材政策課と10月16日に打ち合わせを実施した。今後、提言の実現にむけ文科省並びにデジタル庁設置準備部局へ働きかけを行う予定である。

日本デジタル・アーキビスト資格認定機構常務理事　井上透

NEWS

デジタル庁設置に向け、DAPCONも緊急提言!!

翌年のデジタル庁設置に向け、「デジタルアーカイブ社会の実現に向けた産業振興に関する提言」と題して、内閣府デジタル改革関連法案準備室に提言書を提出しました。DAPCONとしても大きな節目となりますので引き続き注視していきたいと思います。

令和2年10月12日

内閣府 デジタル改革関連法案準備室　御中

デジタルアーカイブ推進コンソーシアム
会長　青柳正規

デジタルアーカイブ社会の実現に向けた産業振興に関する提言

2020年4月内閣府 知的財産戦略推進事務局から「デジタルアーカイブジャパン推進の状況について」が発表されました。ジャパンサーチ正式版がリリースされるなど我が国の知識を連結する取り組みは着実に進んでいます。しかし、肝心のアーカイブ機関（図書館・公文書館・博物館・美術館等）や教育機関のデジタルコンテンツの不足、リアルにもバーチャルにもアクセスの脆弱性が顕わとなりました。ボーンデジタル世代にとって、デジタルデータが存在しないことは「実社会でも存在しないこと」と同義です。豊かな文化資源を有する我が国がサイバー世界では文化が乏しく、浅い国となっています。デジタルファースト政府は技術革新とともに歩む社会であり、デジタルコンテンツが流通しやすい分、散逸・消失しやすい社会といえます。当コンソーシアムはデジタルアーカイブ社会実現を加速するために民間企業が集まり、産業拡大のための非競争領域のプラットフォーム共通化や法制度の在り方について検討を重ねています。

コロナ禍で課題が顕わになった今を好機ととらえ、次の点を緊急に提言いたします。これらの施策の実現に向けて、ご尽力いただきたく、何卒よろしくお願いいたします。

1、アーカイブ機関や教育機関の更なるデジタルシフトと、文化財として指定されていない公共部門や民間が管理する文化資源のデジタル化と新たな価値の活用のために財政面を含む種々の振興方策をとること。
2、官民ボーンデジタルコンテンツの散逸リスクと再収集のコストを抑え、スムーズに将来の活用に資するダークアーカイブのプロセスを標準化するための検討を行うこと。
3、ジャパンサーチの継続性を担保し民間に移管するために、公共利用可能な官民デジタルコンテンツの一元管理・保管、権利処理及び利用促進を目的とする「ナショナルデジタルアーカイブセンター」を設置が予定されているデジタル庁に設けること。

以上

トピックス

- ▶10/8　DAPCON：2020年度幹事会（第1回）実施
- ▶10/17,18　JSDA：第5回研究大会開催
- ▶10/22　DAPCON：2020年度技術セミナー（第1回）実施
  「Open Platform of Intelligence －VFとカタログが創るデータ利活用の世界－」
  講師　慶應義塾大学 理工学部 情報工学科　金子晋丈准教授
- ▶11/2　DAPCON：2020年度研修連続セミナー（第1回）実施
- ▶11/6　JSDA：SIGジャパンサーチ研究会主催図書館総合展フォーラム「正式公開となったジャパンサーチを使ってみる」開催
- ▶11/27　DAPCON：2020年度研修連続セミナー（第2回）実施
- ▶11/29　JSDA：SIG「戦争関連資料の保全・継承に関する研究会」第2回キックオフミーティング開催
- ▶11/30,12/2,12/6　JSDA：デジタルアーカイブに関する無料法律相談会（会員向け）開催

DAPCON：デジタルアーカイブ推進コンソーシアム
JSDA：デジタルアーカイブ学会
DARA：デジタルアーカイブ研究機関連絡会